

Press Release

平成23年1月24日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当·内線 室 長 平嶋 壮 州

室長補佐 大村良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について (地方自治体からの要望等)

本省受付分

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等をとりまとめましたので、お知らせいたします。

(平成23年1月14日から平成23年1月20日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告 (地方自治体からの要望等·本省受付分)(11/1/24)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方自治体・本省受付分)

平成23年1月14日~1月20日受付分

(単位:件)

下版23年1月19日 1月20日文13月						(単120∶1件)
組織名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
行政相談室 (各部局に属さないもの)	0	0	0	0	0	0
大臣官房	0	0	0	0	0	0
統計情報部	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	0	0	0	0	0	0
職業安定局	0	0	0	0	0	0
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等·児童家庭局	0	76	0	0	0	76
社会·援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	17	0	0	0	17
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	0	0	0	0	0
政策統括官	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	0	0	0	0
合 計	0	93	0	0	0	93

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	0
制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0
法令遵守違反に関するもの	0
その他	93

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	雇用均等·児童家庭局
照 会 先	雇用均等·児童家庭局総務課長補佐 重元博道(内7817) 電話:03-3595-2491 FAX:03-3595-2668

平成23年1月14日~1月20日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	0 件	76 ^件	0 件	0 件	0 件	76 ^件

	政策・制度立案への提言	0 件
国民の皆様の声の	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	0 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	76 _件

(主な国民の皆様の声)

<u>(土な</u>	国民の皆様の声)			
項番	力	対 応		
児田			概 要	
1	子ども手当関係 ·平成23年度の子ども手当の取扱いに関する照会等。		事実や制度を説明。	
2				
3				
4				
5				

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を 検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方自治体・本省受付分)

部局(課室)名	老健局		
照 会 先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)	

平成23年1月14日~1月20日受付分

国民の皆様の声	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
把握方法別件数	0 件	17 ^件	0 件	0 件	0 件	17 ^件

	政策・制度立案への提言	0 件
国民の皆様の声の制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)		0 件
内訳(大分類)	法令遵守違反に関するもの	0 件
	その他	17 _件

(主な国民の皆様の声)

<u>(土</u> 仏	国民の皆様の声)				
項番	内容	対応			
- 八田	י די	分類 概 要			
1	介護老人保健施設においてターミナルケア加算と緊急時治療管理 は併せて算定できるのかとのご照会をいただきました。	併せて算定できる旨説明しました。			
2	緊急事訪問看護加算は緊急時の訪問を要しなかった月においても 算定できるのかとのご照会をいただきました。	算定できる旨説明しました。			
3	自治体の方より、「GHは住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や 地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること」とある が、本規定の趣旨はどのようなものかとのご質問をいただきました。	GHは、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。という基本方針に基づく(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第89条)生活環境、居住環境が変わることは、認知症の症状悪化の大きな原因の一つとされ、認知症高齢者にとって最も良くないこと、避けなければならないことの一つとされます。そのような点から、事業所の立地において地域との交流が確保されるよう定めている旨回答しました。			
4					
5					
[-}- -	広、櫻のらた「公叛・櫻の九 数字は 東宝や制度を説明 3	カ美笠な宝饰溶み、宝饰名字 功美笠な烩			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、 事実や制度を説明、 改善策を実施済み・実施予定、 改善策を検討中、 国民の皆様の声の内容を組織で共有する、 その他、に分類。